



# 環境報告ガイドライン2018年版 普及セミナー

環境報告等ガイドライン改定に関する検討会および  
環境報告ガイドライン2018年版解説書等作成に向けた検討会・座長

上智大学名誉教授 上妻義直

無断複製・転載は不可



## 環境報告ガイドライン2018年版の特徴

### ● 持続可能な社会への移行に対応

- ・事業環境の大きな変化…新たなリスク・機会の発生、ビジネスモデル転換
- ・持続可能な社会への適応…適応戦略の枠組みと連動する環境マネジメント
- ・適応プロセスの長期化…長期ビジョン、組織体制の健全性、経営の方向性
- ・マネジメント範囲の拡大…バリューチェーンマネジメント、環境デューディリジェンス

### ● 環境報告を行う事業者の増加促進

- ・ガイドラインのハイブリット化…コンパクト・簡素な本体＋詳細・平易な解説書
- ・ガイドラインの原則主義化…マテリアルバランス型報告→自主的な課題特定

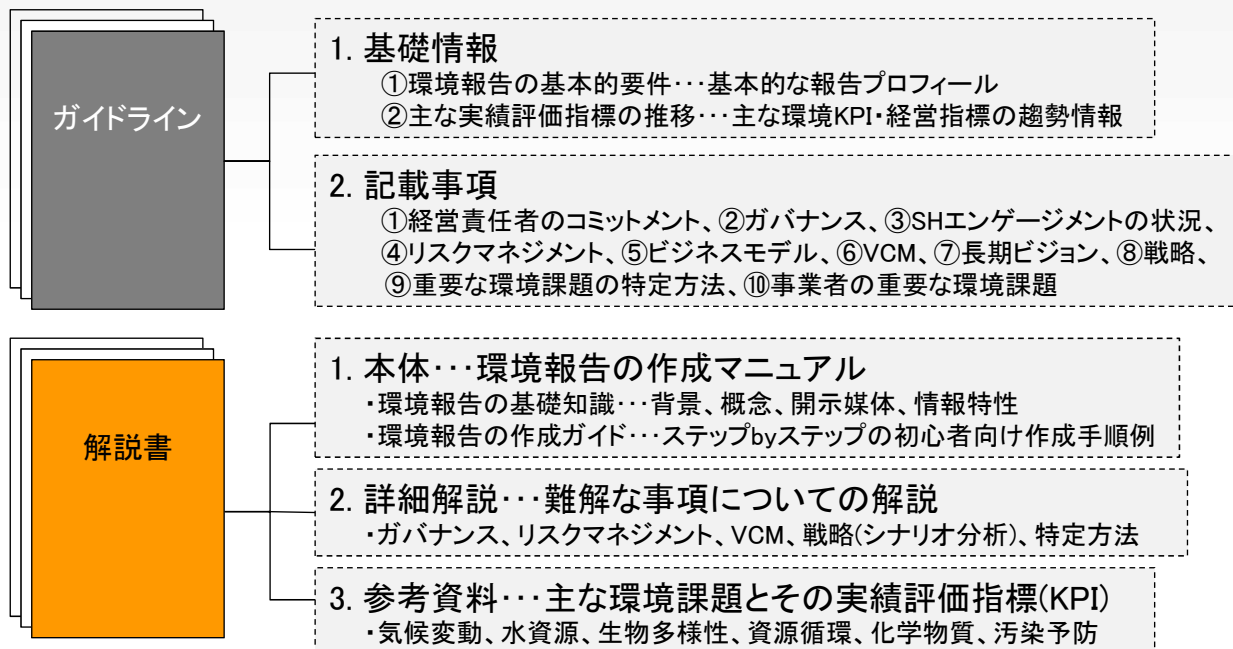
### ● 開示媒体の拡大・変化に対応

- ・環境報告の概念拡張を修正…開示媒体ニュートラルな環境報告を志向
- ・財務報告枠組みでの環境報告…財務的影響の開示、TCFD対応、ESG報告の意識



# 環境報告ガイドライン2018年版の構成

- 環境報告ガイドライン2018年版＝「ガイドライン」＋「解説書」
- 解説書＝「本文」＋「詳細解説」＋「参考資料」



3/30

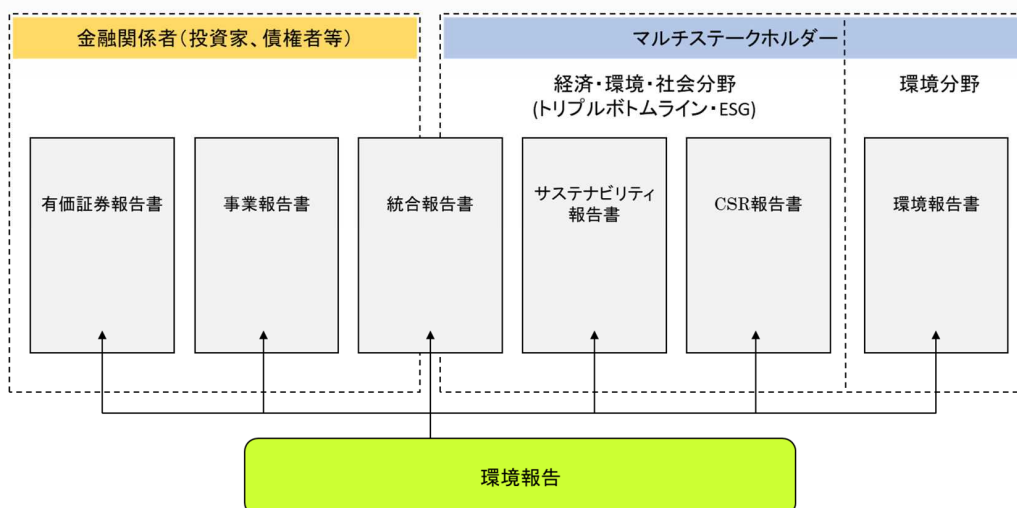


# 環境報告と開示媒体

## ● 環境報告の考え方

- ・事業者が事業活動の直接的・間接的な環境への重大な影響をステークホルダーに報告
- ・重大な影響を適切にコントロールして、持続可能な社会の実現に貢献する状況を報告
- ・ステークホルダーの範囲は最終的に社会全体にまで及ぶ→声なき利用者への配慮

想定される利用者別の環境報告の開示媒体



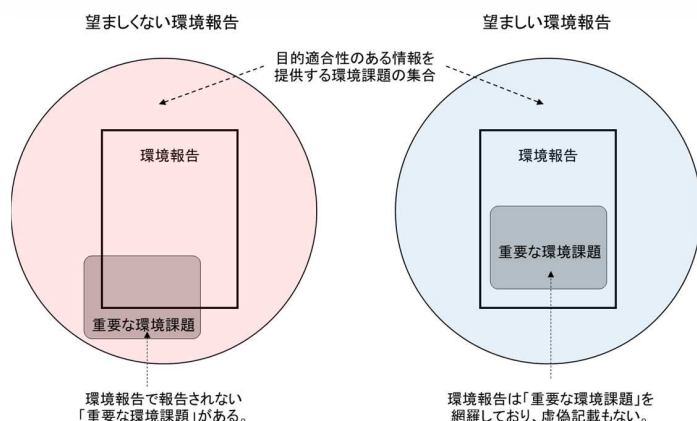
4/30



## 環境報告に必要な情報特性①

### ● 目的適合性のある情報

- (1) 目的適合性のある情報…利用者の意思決定に影響を与える可能性のある情報
  - ・環境報告の開示情報は「目的適合性のある情報」であること
  - ・「目的適合性のある情報」が環境報告ですべて開示される必要はない
- (2) マテリアリティ(重要性)のある情報…利用者の意思決定に影響を与える情報
  - ・「マテリアリティのある情報」は環境報告で網羅する必要がある



マテリアリティ判断に際して考慮するステークホルダーの範囲は、環境報告の目的に照らして、事業者が判断



## 環境報告に必要な情報特性②

### ● 忠実に表現する情報

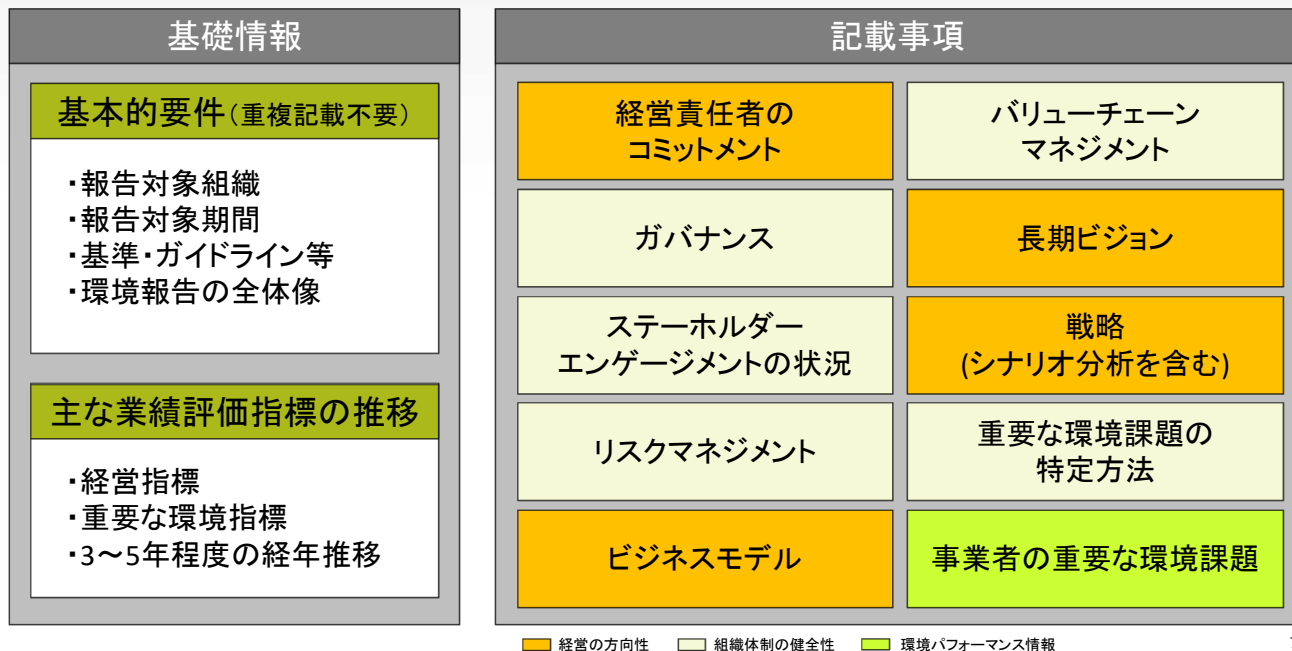
- ・忠実に表現する情報…利用者が環境報告から元の「事象」を正しく理解できる
  - ・事象…事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響
  - ・環境報告は「事象」を文章、図・表、指標等の情報に加工して利用者に伝えている
  - ・「忠実に表現する情報」には完全性、中立性、無誤謬性の3要件が必要
- (1) 完全性…「忠実に表現する情報」に不可欠な情報要素をすべて網羅する
  - ・企業集団全体の環境報告に地域別・事業別のセグメント情報を含める
  - ・指標等を算定する場合に算定方法、係数、集計範囲等も併せて開示する
- (2) 中立性…良い情報も悪い情報も、意図的に選別せず、偏りなく開示する
  - ・情報を不必要に強調したり、ゆがめたり、改変して、利用者の印象を変えない
- (3) 無誤謬性 (free from error) …情報作成プロセスを適切に選択し、正しく適用する
  - ・指標等の算定に際して、適切な算定方法を選択し、定められた手順で適用
  - ・「事象」を情報に加工する際の手続きに誤りがないようにする



# 環境報告の作り方

## ● 環境報告ガイドライン2018年版で作る環境報告

- ・基礎情報(第1章) + 記載事項(第2章)
- ・重要な環境課題は事業者が自らのマテリアリティ判断によって決定・開示



7/30



## 環境報告の基礎情報(1)

# 基本的要件①

### ● 報告対象組織

- ・環境報告に含める組織の範囲(報告組織のバウンダリー)
- ・原則として企業集団全体(報告主体が親会社の場合・・・親会社+子会社)
- ・持分法適用会社は含める必要がない
- ・全体と異なる組織の範囲による記載事項がある場合・・・その旨と組織の範囲を説明
- ・前回と組織の範囲が異なる場合・・・その旨と範囲の違いを説明、比較可能性を確保

開示例

・報告対象組織は当社および連結の範囲に含まれる全グループ会社(101社)です。  
 ・なお、一部データは異なる報告対象組織で算定されていますが、その範囲はデータごとに説明しています。

### ● 報告対象期間

- ・環境報告の作成対象とした期間
- ・環境報告は年1回定期的実施することが望ましい
- ・財務報告の決算期間と一致していることが望ましい
- ・その期間後から報告書作成時点までに発生した重要事項を記載する場合はその旨

開示例

・報告対象期間は当社の事業年度と同じで、20XX年1月から20XX年12月の1年間です。  
 ・なお、一部の情報には報告対象期間後に発生した重要な事項に関する情報が含まれています。

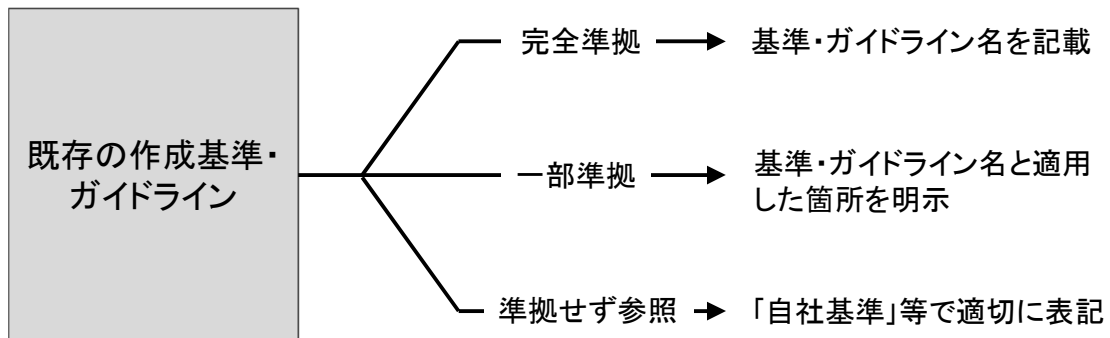
8/30



# 基本的要件②

## ● 基準・ガイドライン等

- ・適用した作成基準またはガイドラインの名称を記載する
- ・「適用した」の意味・・・当該基準・ガイドラインに準拠して環境報告を作成すること
- ・既存基準・ガイドラインの一部を適用した場合・・・適用箇所を具体的に説明する
- ・既存基準・ガイドラインを参照するだけで、部分的にも適用しない場合  
・・・その旨がわかるように「自社基準」等の適切な表記で記載する

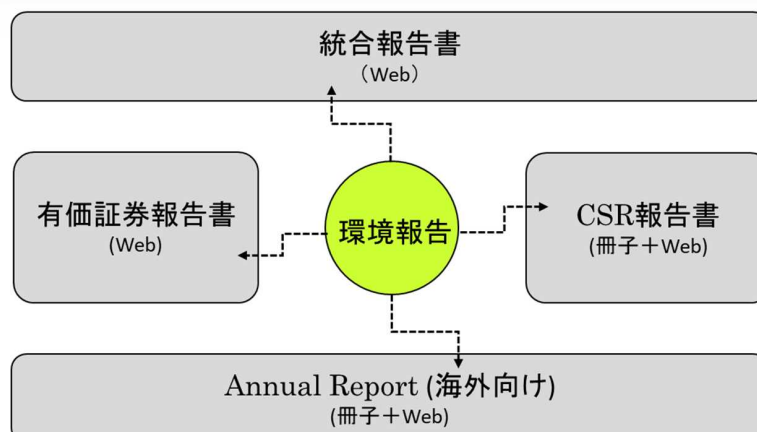


# 基本的要件③

## ● 環境報告の全体像

- ・環境報告を複数の企業報告媒体・公表形式で行う場合は全体像と関連性を明示
- ・企業報告媒体・・・サステナビリティ報告書、統合報告書、有価証券報告書等
- ・公表形式・・・冊子、Web等

環境報告の全体像(開示例)





# 主な実績評価指標の推移

- 主な実績評価指標の経年的推移を直近の3～5年程度で一覧表示する
- 主な実績評価指標・・・事業者が重点的に取り組む環境課題のKPI(2～3指標)
  - ・環境マネジメントの進捗状況をもっともよく反映する指標を選定することが望ましい
  - ・表形式、グラフ表示、表とグラフを併用など、開示形式はわかりやすさで判断する
- 主な経営指標との併記
  - ・主な経営指標・・・連結売上高、連結営業利益等の利益指標、ROA等の関係比率
  - ・事業者が財務業績を評価する際に目安としている指標が望ましい
- ESG報告の場合
  - ・環境報告がESG報告の一部・・・”E”と”S”の指標を少なくとも1つずつ記載する

主な実績評価指標の推移(開示例)

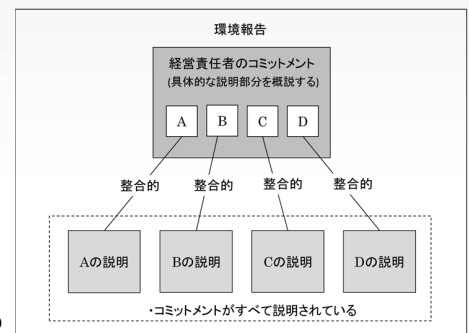
|           | 単位                     | 20X1年度 | 20X2年度 | 20X3年度 | 20X4年度 | 20X5年度 |
|-----------|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 連結売上高     | 億円                     | 2,300  | 2,550  | 2,870  | 2,600  | 3,120  |
| ROA       | %                      | 5.6    | 6.3    | 7.2    | 6.8    | 8.0    |
| GHG排出量原単位 | トンCO <sub>2</sub> e/億円 | 7.6    | 7.4    | 7.0    | 7.1    | 6.5    |
| 廃棄物最終処分量  | トン                     | 5,000  | 4,800  | 4,200  | 3,900  | 3,850  |



# 経営責任者のコミットメント

- 重要な環境課題への対応方針・行動計画等を経営責任者の名で明言(コミット)する
  - ・経営責任者・・・CEO等(社長や代表取締役)または代表権のある環境担当役員
  - ・コミットメント・・・対応方針について、自らの名で、評価指標・目標等も交えて、実行を明言する
- 情報の必要性
  - ・自然資本を利用して事業活動を営む上での説明責任
  - ・事業者の環境行動成果を評価する上で基点となる
- 報告事項
  - ・重要な環境課題の対応に関する経営責任者のコミットメント
- 留意事項
  - ・単なる挨拶・メッセージではなく、誠実かつ論理的に説明する
  - ・利用者の理解を促進するために明瞭でわかりやすく記述する
  - ・コミットメントは環境報告のナビゲータ
    - ・コミットメントは本文中の具体的な説明を俯瞰できるように概略的・簡潔に記載する
    - ・コミットメントと本文中の具体的な説明に矛盾がないこと
    - ・本文中の具体的な説明はコミットメントの内容を網羅するように記述する
  - ・コミットメントは長期ビジョン、経営戦略、経営計画等の将来見通し情報と関連づけて説明する

経営責任者のコミットメントと具体的な説明の関係







# ガバナンス

● 事業者のガバナンス体制について説明する

- ・ガバナンスの主体は株主から監督権限を委譲された取締役会
- ・重要な環境課題のマネジメントに対する取締役会の監督状況

● 情報の必要性

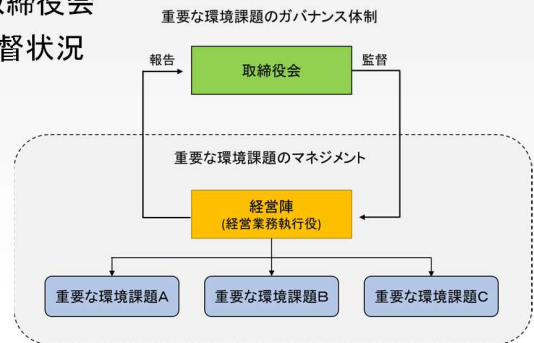
- ・持続可能な社会への適応を促進する
  - ・首尾一貫した戦略的な組織行動の長期的な推進を担保
  - ・企業集団全体でバリューチェーンでの環境取組を促進

● 報告事項①

- ・事業者のガバナンス体制

● 留意事項

- ・コーポレートガバナンスの組織体制を説明・・・会社法上の機関設計+ガバナンス体制の健全性
- ・ガバナンス体制の健全性
  - ①監督機能と業務執行機能の分離・・・取締役会議長とCEOの兼務状況、取締役と業務執行役の兼務状況
  - ②取締役会の独立性・・・取締役会の人数、社外取締役の人数、社外取締役のうち独立役員の人数
- ・他の企業報告媒体で開示されている場合は、その旨を記載して省略可



# ガバナンス

● 報告事項②

- ・重要な環境課題の管理責任者

● 留意事項

- ・環境課題全般を統括する、もっとも上位の責任者を、会社組織上の職名で記載
- ・氏名・その他の属性は不要

● 報告事項③

- ・重要な環境課題の管理における取締役会及び経營業務執行組織の役割

● 留意事項

- ・重要な環境課題への対応を取締役会がどのように監督しているかを説明することが重要
  - ・取締役会は重要な環境課題のマネジメント関連情報を、①どの頻度で、②どのルートから入手しているか
  - ・重要な環境課題への対応に関する目標の達成度をどのように監督しているか
  - ・企業集団の長期ビジョン・中期経営計画を立案する際に、重要な環境課題をどのように配慮しているか
- ・経営責任者が重要な環境課題のマネジメント権限を環境委員会・CSR委員会等に委譲する場合
  - ・環境委員会・CSR委員会等の役割を説明する
  - ・併せて、①所管組織の名称と会社組織上の位置づけ、②所管組織から経営責任者への結果報告手順、③経営責任者から取締役会(または所管委員会)への結果報告手順に言及することが望ましい



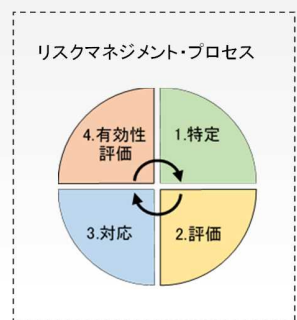
# ステークホルダーエンゲージメントの状況

- 事業者が実施したステークホルダーエンゲージメントの状況を説明をする
  - ・ステークホルダーには潜在的な投資家や消費者等を含むため最終的には社会全体に拡大
  - ・事業者がステークホルダーの意向をどのように配慮しているかを示す
- 情報の必要性
  - ・ステークホルダーとの関係強化・信頼醸成を可能にする
  - ・サプライチェーンで環境デューデリジェンスを実施する場合は情報開示が求められる
- 報告事項①
  - ・ステークホルダーへの対応方針
- 留意事項
  - ・ステークホルダーの特定方針、ステークホルダーエンゲージメントの実施方針で説明
  - ・明文化された対応方針がない場合は基本的な考え方を説明し、それもない場合はその旨を記載
- 報告事項②
  - ・実施したステークホルダーエンゲージメントの概要
- 留意事項
  - ・ステークホルダーのカテゴリー、主な課題、エンゲージメント手段、実施頻度に留意して説明
  - ・ステークホルダーからのフィードバックがある場合は、その旨を説明
  - ・図や表等を利用してステークホルダーエンゲージメントの全体像を視覚化することが望ましい



# リスクマネジメント

- リスクマネジメント機能の有効性で潜在的なリスクに対する管理能力の高さを示す
  - ・持続可能な社会への移行に起因する重要な環境課題の関連リスク
  - ・大規模な自然災害、事故等の異常事態に起因するリスクも含む
- 情報の必要性
  - ・持続可能な社会への移行で環境デューデリジェンス(環境DD)が必要
  - ・環境DDの主体はリスクマネジメントプロセスであり、情報開示が不可欠
  - ・TCFD提言の開示情報
- 報告事項①
  - ・リスクの特定、評価及び対応方法
- 留意事項
  - ・特定プロセスではバリューチェーン全体を点検範囲に含める
  - ・評価プロセスではリスクの発生確率・重大性を見積もり、短・中・長期の優先順位を決める
  - ・対応プロセスでは、リスク回避、軽減、共有、転嫁、受容から、もっとも有効な方法を検討する
  - ・リスクマネジメントの有効性評価は不可欠であり、その業務を取締役会が所管する
- 報告事項②
  - ・上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置づけ





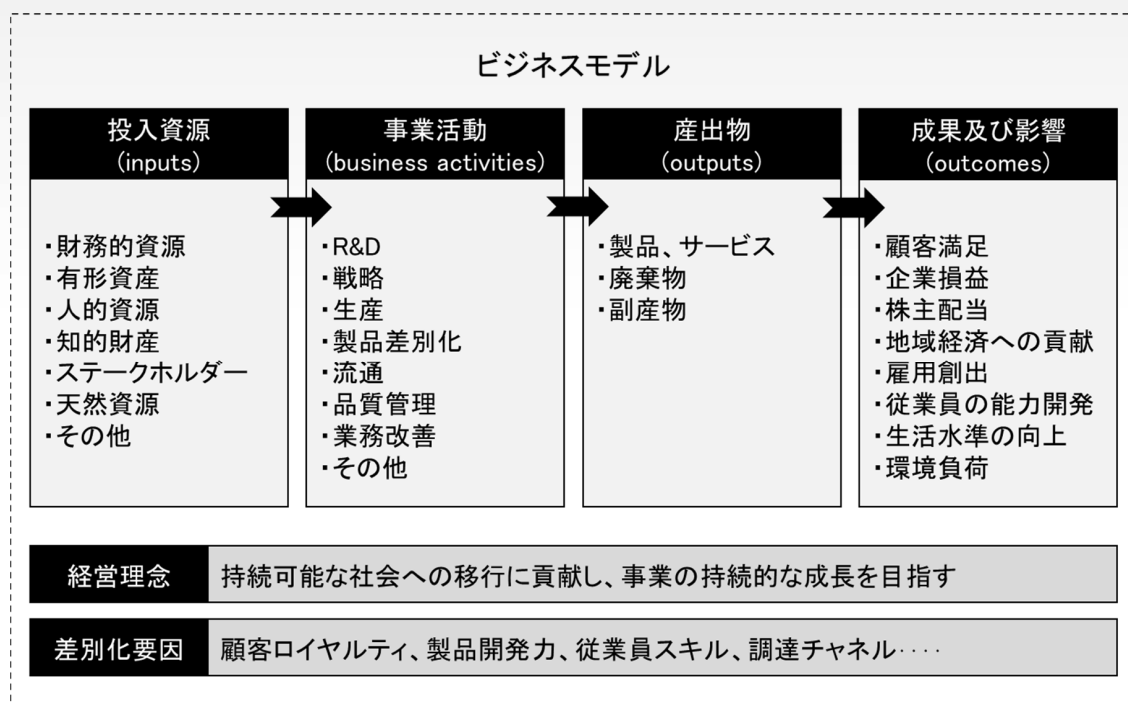


# ビジネスモデル

- ビジネスモデル情報は事業者固有の環境課題と付帯するリスク・機会の理解を支援する
- ビジネスモデルの概念
  - ・差別化要因を競争力に製品・サービスの販売から持続的に価値創造し保持する全体的な仕組み
  - ・事業活動からどんな成果及び影響を得ているのかという価値創造プロセスの全体像を示す情報
  - ・「投入資源」「事業活動」「産出物」「成果及び影響」で説明することが一般化しつつある
- 情報の必要性
  - ・事業者の重要な環境課題に付帯するリスク・機会の所在を把握・理解する上で有力な支援情報
  - ・英国、EUで開示規制が始まっており、IIRCの統合報告枠組みでも基本的な開示項目になっている
- 報告事項
  - ・事業者のビジネスモデル
- 留意事項
  - ・「投入資源」「事業活動」「産出物」「成果及び影響」の各要素から構成する
  - ・上記要素が短・中・長期において有効に機能する価値創造システムを構成することを説明する
  - ・持続的に価値を産み出すメカニズムであることも説明する
  - ・説明にあたって図式化等の視覚的な手法を適用することが望ましい
  - ・複数事業を営む場合は主要な事業または製品・サービスのビジネスモデルを説明する
  - ・他の記載事項と関連する場合は、その関連性についても説明する



# ビジネスモデル

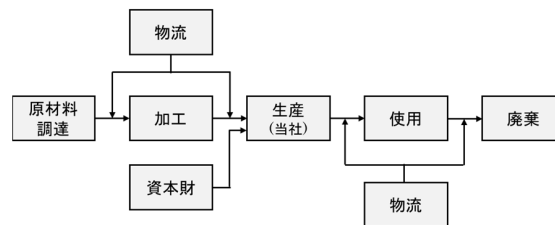




# バリューチェーンマネジメント

- 重要な環境課題のバリューチェーンマネジメント(VCM)について運用状況等を説明する
  - ・気候変動、水資源、生物多様性は重要な環境課題がバリューチェーン(VC)で発生しやすい
  - ・それらの課題にはVCMが必要であり、その仕組みを有する場合は運用状況等を説明する
  - ・VCMには次のような様々な活動が含まれる
    - ・グリーン調達(川上)、サプライヤーと協働で構築・運用する環境マネジメント体制(川上)
    - ・環境配慮製品・サービスの提供(川下)、販売業者への指示や最終処分技術開発への支援(川下)
    - ・使用・消費段階で環境負荷低減を目的とする消費者向けの広報活動(川下)
  - ・活動実態がある場合、少なくともグリーン調達、環境配慮製品・サービスについて説明する
- 情報の必要性
  - ・VCは膨大な活動や経済主体の複雑なネットワーク
  - ・そこで発生する環境課題等を適切にコントロールするために、透明性の向上が必要

複雑なバリューチェーンのネットワーク



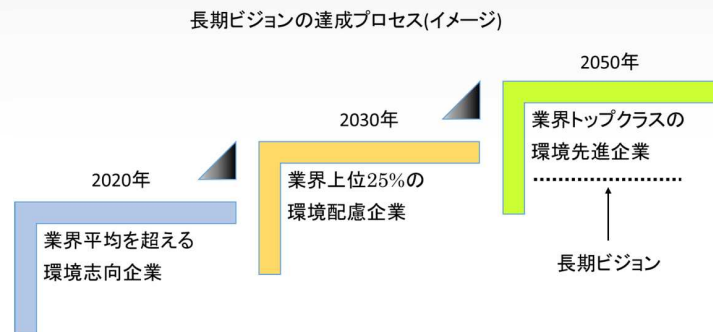
# バリューチェーンマネジメント

- 報告事項①
  - ・バリューチェーンの概要
- 留意事項
  - ・VCマップを作成し、関連する重要な環境課題、リスク・機会、取組内容等を付記する
- 報告事項②
  - ・グリーン調達の方針、目標・実績
- 留意事項
  - ・グリーン調達(CSR調達を含む)の方針、適用するサプライヤーの範囲を記載する
  - ・目標設定する場合は運用実績を併記して有効性を評価する(設定しない場合は運用実績だけ)
  - ・得意先からグリーン調達関連の情報提供を求められている場合は、その対応方針等も説明する
  - ・目標・実績は必ずしも定量的である必要はない
- 報告事項③
  - ・環境配慮製品・サービスの状況
- 留意事項
  - ・削減貢献量を算定・開示する場合は、適用する指標の定義、算定方法、集計範囲等も説明する
  - ・VCでトレードオフを生じるものは、その旨を明記する場合を除き、含めることは望ましくない



# 長期ビジョン

- 「将来的にありたい姿」により、取組の適切性を評価し、ステークホルダーの理解を得る
  - ・長期ビジョン…事業者が組織全体で共有する事業者の将来像(ありたい姿)
  - ・重要な環境課題ごとにテーマ別に設定することができる
  - ・SBT(Science-based Targets)も含む



- 情報の必要性
  - ・長期ビジョンは事業者の重要な環境課題に関する取組の基本的な方向性を示す指針
  - ・長期ビジョンが欠落すると事業者の方向性が伝えられず、環境報告の有用性が低下する
  - ・経営責任者のコミットメント、ビジネスモデル、戦略等の妥当性を評価する上での基点



# 長期ビジョン

- 報告事項①
  - ・長期ビジョン
- 留意事項
  - ・必ずしも定量的な長期ビジョンである必要はなく、定性的である場合も少なくない
  - ・社会の変化に応じて、定期的な見直しが必要になる
  - ・テーマ別の長期ビジョンを設定する場合は基本的な長期ビジョンとの相互関係を説明する
- 報告事項②
  - ・長期ビジョンの設定期間
- 留意事項
  - ・設定期間は少なくとも10年(2030年から2050年までの期間を展望できることが望ましい)
  - ・設定期間に代えて達成期限を示す方法も採用できる…事業者の判断による
  - ・適度な中間目標(定量的)を配置し、長期ビジョンへの到達状況を理解しやすくする
  - ・図示等の視覚的な方法により、長期ビジョンと中間目標との関係を説明する
  - ・長期ビジョンを見直した場合は、中間目標も見直す
- 報告事項③
  - ・その期間を設定した理由



## 戦略

- 長期ビジョンの実現に向けた取組の進め方を事業者の持続性戦略で説明する
  - ・TCFD提言で開示が求められる「シナリオ分析」については詳細解説を提供
- 情報の必要性
  - ・長期ビジョンの妥当性を補強するために、合理的で現実味のある戦略は不可欠
  - ・持続可能な社会に適応する道筋をステークホルダーに明確に示すことができる
- 報告事項
  - ・持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略
- 留意事項
  - ・持続可能な社会に適合するビジネスモデルを確立し、事業者が持続的に成長するとともに、持続可能な社会の実現に貢献するための戦略
  - ・長期ビジョンの実現に向けた道筋(体系的な仕組み、大局的な方策)で説明
  - ・何をするのか(what)、どのように行うのか(how)、その理由(why)を明らかにする
  - ・企業秘密にまで言及する必要はない
  - ・戦略実行上の重要な資源があれば、それにも言及することが望ましい
  - ・戦略実行上の無視できない不確実性は、その内容、戦略への影響を説明する
  - ・戦略達成度の評価指標(KPI)も開示が望ましい



## 重要な環境課題の特定方法

- 事業者が重要な環境課題をどのような手順で特定したのかを説明する
  - ・重要な環境課題は漏れなく特定し、報告対象にしなければならない
  - ・重要な環境課題の特定基準はマテリアリティ判断にある…環境報告の情報特性を参照
  - ・マテリアリティ判断は状況依存的(事業の規模・態様、ステークホルダーのニーズ等で変化)
  - ・環境報告ガイドライン2018年版は事業者独自のマテリアリティ判断を尊重する立場
  - ・マテリアリティ判断の方法については、事業者の便宜を勘案して、詳細解説を提供している
- 情報の必要性
  - ・マテリアリティ判断を事業者に委ねる場合、その信頼性を担保するために情報開示が必要
  - ・開示が必要な情報は以下の4情報
    - (1)マテリアリティ判断の実施手順…報告事項①
    - (2)判断結果…報告事項②
    - (3)判断基準…報告事項③
    - (4)判断する際に考慮した事業活動の範囲…報告事項④
  - ・マテリアリティ判断の妥当性はステークホルダーが評価する



## 重要な環境課題の特定方法

- 報告事項①
  - ・事業者が重要な環境課題を特定した際の手順
- 留意事項
  - ・図示等の視覚的な方法により、わかりやすく特定の実施手順を説明する
  - ・重要な環境課題の特定は組織行動であり、最終的な責任はガバナンス主体にある
  - ・実施手順は環境報告の最高責任者が決定し、ガバナンス主体で承認されることが望ましい
  - ・実施手順にステークホルダーエンゲージメントを組み込むことが望ましい
- 報告事項②
  - ・特定した重要な環境課題のリスト
- 留意事項
  - ・特定した重要な環境課題を一覧表示する
  - ・一覧表示では、図示等の視覚的な方法により、重要な環境課題の全体像をわかりやすくする



## 重要な環境課題の特定方法

- 報告事項③
  - ・特定した重要な環境課題を重要であると判断した理由
- 留意事項
  - ・環境課題の優先順位付け等の際して、マテリアリティ判断の基準、重要な環境課題(環境報告で報告するもの)とそうでない環境課題(環境報告で報告しないもの)を識別した理由を説明する
  - ・判断基準は事業者自らが設定する
  - ・環境報告ガイドライン2018年版は判断基準を何も規定していないが、詳細解説を提供
- 報告事項④
  - ・重要な環境課題のバウンダリー
- 留意事項
  - ・重要な環境課題のバウンダリーはバリューチェーン全体に拡大する可能性が高い
  - ・重要な環境課題を特定する際のバウンダリーを次の①・②で説明する
    - ①重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか
      - ・自社グループ(直接的影響)、自社グループとバリューチェーンの上流または下流(直接的影響+間接的影響の一部)、バリューチェーン全体(直接的影響+間接的影響)のいずれであるか明示する
    - ②重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか
      - ・自社グループ以外の重要な環境課題は発生原因の事業活動や取引関係について説明する





## 事業者の重要な環境課題

- 事業者が特定した重要な環境課題について、下記の6事項により情報開示する
  - ・主な環境課題とその実績評価指標についてはガイドライン本体に参考資料あり
  - ・参考資料に記載した主な環境課題について、詳細な解説が解説書で提供されている
- 報告事項①
  - ・取組方針・行動計画
- 留意事項
  - ・事業戦略を実行するための具体的な手段や実践的な計画を説明
  - ・組織全体の取組方針等以外に課題ごとに固有の取組方針等があれば、それらも記載する
- 報告事項2
  - ・実績評価指標による取組目標と取組実績
- 留意事項
  - ・重要な環境課題の種類によっては実績評価指標が定性的な場合もある
  - ・取組目標と取組実績により取組方針等の進捗状況を説明する
  - ・取組目標を設定しない場合でも取組実績は報告する
  - ・重要な環境課題の実績評価指標を公表しない場合は、その理由の記載が望まれる



## 事業者の重要な環境課題

- 報告事項③
  - ・実績評価指標の算定方法
- 留意事項
  - ・算定方法(用いた係数等を含む)・集計範囲を記載して算定結果の理解を促進する
  - ・法規制等により定められた算定方法がある場合は、それに従う
  - ・算定方法は每期継続適用し、変更した場合は、変更理由と変更による影響を付記する
  - ・削減貢献量を開示する場合、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に説明
- 報告事項④
  - ・実績評価指標の集計範囲
- 留意事項
  - ・連結範囲、自社のみ、自社と主要子会社等のように具体的に説明する
  - ・報告対象組織と実績評価指標の集計範囲が異なる場合は指標ごとにその旨と理由を説明
  - ・集計範囲は每期継続適用し、変更した場合は、変更理由と変更による影響を付記する



# 事業者の重要な環境課題

## ● 報告事項⑤

- ・リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法

## ● 留意事項

- ・取組の実施コスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達する
- ・財務的影響の定義、算定方法、集計範囲を明記する
- ・財務的損失への耐性を示す上で将来的なリスク・機会の財務的影響を記載すべき場合がある
- ・リスク・機会の財務的影響についてはTCFD提言やCDP質問票等が参照できる

## ● 報告事項⑥

- ・報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書

## ● 留意事項

- ・複数の重要な環境課題について独立した第三者による保証を受けている場合は、保証を受けた重要な環境課題ごとに、その旨及び保証業務実施基準が分かるように説明する
- ・独立した第三者による保証を受けている場合は、第三者により実績指標を含む数値情報等の保証を受けた箇所について明記する



# TCFD提言との関係

